

日野町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 21 年 1 月策定

1. 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給料、平均給与 (平成 20 年 8 月 1 日現在)

職 種	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
調理員	3	41.3	*****	*****
運転手	3	44.3	*****	*****
合 計	6	42.8	253,941	274,541

※「平均給料月額」とは、平成 20 年 8 月 1 日現在における職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、平均給料月額に扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当などの諸手当の平均月額を加えたものです。

(2) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職給料表は、国の行政職給料表(一)の 4 級までを適用しています。

イ バス乗務手当は平成 17 年度から廃止しています。また地域手当については支給していません。

ウ 昇給基準

毎年 1 月 1 日に 4 号給(57 歳以上の職員にあっては 2 号給)を標準としています。

2. 基本的な考え方

技能労務職員については、退職不補充として人員削減に取り組んでおり、国、県等の動向を勘案しながら、適正な給与制度となるよう努めます。

3. 具体的な取組内容

技能労務職員を一般事務等へ職種転換することにより、技能労務職員の定数削減を図ることとしています。